

ワクチン開発・生産体制強化戦略

2.9 ワクチン開発の前提としてのモニタリング体制の拡充

「厚生労働省において国際的に脅威となりうる感染症について、国内外における流行状況を把握し、我が国においてワクチン等の確保・研究開発が必要な感染症を特定する必要がある」

ワクチン開発・生産体制強化戦略に基づく研究開発等の当面の推進方針（案）

2. ワクチン開発の対象となる感染症

- 厚生労働省において検討される重点感染症を対象とすることを基本とし、特に我が国としてワクチン開発の優先度が高いものから研究開発に着手する。
- また、国際協力などの必要性により取り組むべき感染症に対するワクチン開発も、視野に入れる。

我が国としてワクチン開発に特に優先的に取り組むべき感染症について、内閣府のヒアリングで有識者から寄せられたご意見

- パンデミックを起こすことが懸念される呼吸器感染症
例：インフルエンザ、コロナウイルス感染症 等
- 我が国にも持ち込まれうる、重症度が高く治療法が確立していない感染症
- 変異が起きやすい病原体の感染症
- ウイルス以外の病原体の感染症
- アジア地域で流行している感染症 等